

福島県災害時学校支援チーム「HOPE－F」派遣要領

1 目的

県内外で大規模な自然災害等が発生した場合に被災地域等において支援を行うチーム員の派遣のために必要な事項を定める。

2 チーム員派遣の検討

教育総務課は、県内外で大規模災害が発生し、複数の学校が長期間休校となるなど支援が必要であると判断した場合、被災地のニーズに応じて先遣隊及びチーム員を派遣することを検討し、教育長が派遣を決定する。

3 先遣隊

チーム員の円滑な支援活動に資するため、必要に応じて、県教育庁職員で組織する先遣隊を事前に被災地域へ派遣し、必要な情報を収集することができる。なお、先遣隊の主な活動内容は次による。

- (1) 被災地域の状況及び必要な支援内容の調査（現地確認、被災地域の教育委員会、被災した学校の校長等からの聞き取り等）
- (2) 被災地域のライフライン等の状況（チーム員が宿泊する予定施設及びその周辺状況を含む）の把握
- (3) 被災地域までの経路及び道路事情等の確認

4 事前通知

教育総務課は、HOPE－F登録者名簿（以下、「登録者名簿」という。）に登載されている者とその所属長に対し、チーム員を被災地域に派遣すること及び、被災地域の状況等を電子メール等で事前に通知する。

5 派遣に関する手続

教育総務課は、登録者名簿に登載されている者から3～4名程度のチーム員によるグループを編成し、次に掲げる手順により隊員の派遣を行う（別紙1「福島県災害時学校支援チーム員派遣手順」参照）。

- (1) 教育総務課は、文部科学省、被災地域の教育委員会等及び先遣隊からの情報、他都道府県の学校支援チームの状況等を参考に、派遣計画を作成する。なお、各チーム員の派遣期間は5日間程度を上限とすることを原則とする。派遣計画を作成する際は、チーム員間の引継ぎを考慮する。
- (2) 教育総務課は、チーム員の所属長に派遣の可否を検討するよう電子メール等で依頼

する。

- (3) 依頼を受けた所属長は、検討の結果を教育総務課に電子メール等で報告する。
- (4) 教育総務課は、派遣が可能なチーム員を取りまとめ、人事主管課に共有する。
- (5) 人事主管課は派遣するチーム員の所属長に、派遣の決定及び派遣先等を通知する。
- (6) 所属長は、人事主管課からの通知に基づきチーム員に旅行命令を発出するとともに、派遣に向けて校内の業務の調整等を行う。
- (7) チーム員の派遣にかかる旅費については、県教育委員会が負担する。

6 派遣時の支援活動

派遣先での支援活動は、次による（別紙2「福島県災害時学校支援チーム派遣時の活動内容」参照）。なお、学校再開のために必要な支援活動内容の詳細については、社会教育課が別途作成する「福島県災害時学校支援チームハンドブック」において定める。

- (1) 先遣隊からの情報や派遣先の教育委員会や校長等からの聞き取りを基に、学校再開のために必要な支援活動を検討する。
- (2) 派遣先の教育委員会や校長等と連携して、派遣先の学校の教職員が実施する学校再開に向けた活動を支援する。
- (3) 現地の被災状況や活動内容等について、毎日1回以上教育総務課に報告する。なお、報告の方法は別に定める。

7 派遣計画の見直し・支援の終了

派遣計画の見直し及び支援の終了の判断については、次による。

- (1) 教育総務課は、チーム員からの報告やその他の情報を総合的に判断して派遣計画を見直し、以降の支援規模や派遣期間等について調整する。
- (2) 教育総務課は、学校再開に一定の目途がたつたと判断する場合、派遣先の教育委員会や校長等と協議の上支援活動を終了する。

8 平時からの備え

社会教育課は、登録者名簿について常に最新の情報に更新しておくものとする。

9 この要領に定めのない事項は、必要に応じて別に定める。

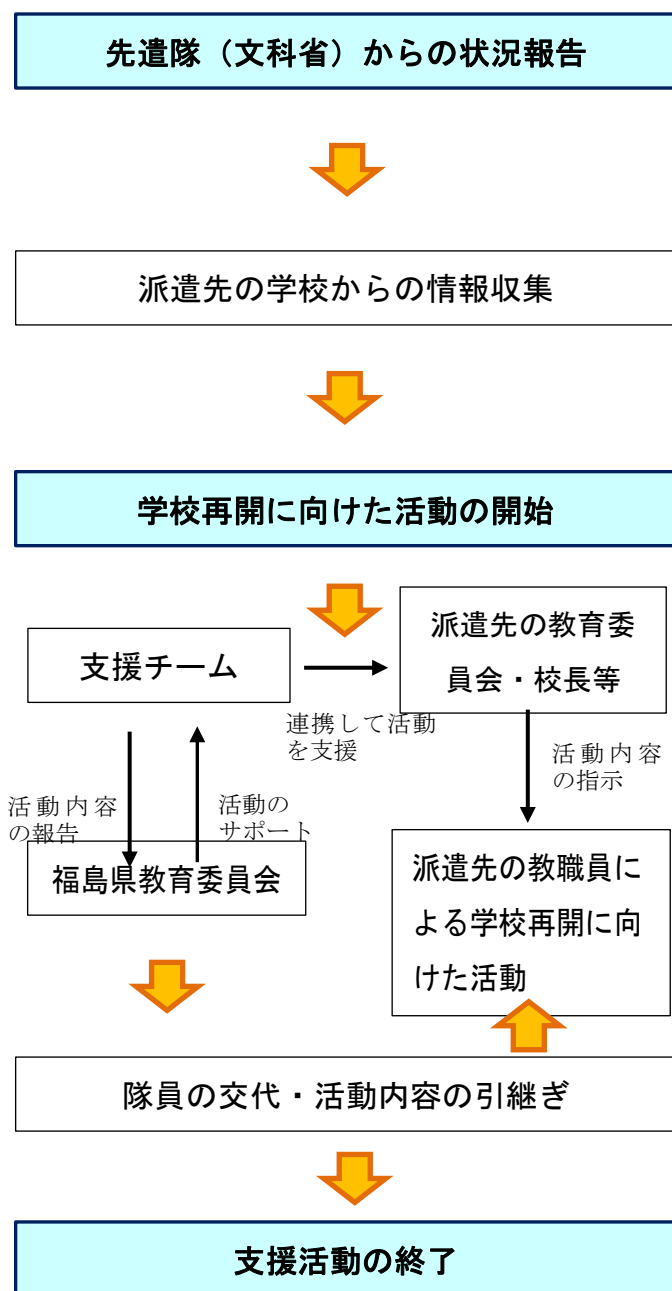
附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

福島県災害時学校支援チーム員派遣手順



福島県災害時学校支援チーム派遣時の活動内容



県教委は、支援チーム（隊員3名程度）に先遣隊からの状況報告を伝達した後、派遣先へ支援チームを派遣

支援チームは、先遣隊・派遣先の教育委員会や校長等から被災状況等を聞き取り、必要な支援活動内容を検討

支援チームは、派遣先の校長等と連携して学校再開に向けた活動を支援

支援チームは、県教委に活動内容を報告し、県教委は必要に応じて支援チームの活動のサポートを実施

派遣期間内は概ね5日間程度で隊員の入替を行い、交代時、現地にて引継を実施

学校再開に一定の目途が立つと判断される場合に、派遣先の教育委員会や校長等と協議の上、支援活動を終了